

5 教総第 281 号
令和 5 年 4 月 28 日

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス
感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行されることとなります。

5 類感染症への移行を踏まえ、今般『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』が改定され、その内容等について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

ついては、令和 5 年 5 月 8 日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応については、改定後の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』を踏まえて適切に対応してください。

なお、令和 4 年 8 月 23 日付け 4 教総第 528 号「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）」については、廃止します。

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861
	社会教育課（P T Aに関すること）	075-414-5882

5 類感染症に移行する本年 5 月 8 日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定しましたのでお知らせします。

5 文科初第 347 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 章 夫

5 類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行することとなります。

このたび、5 類感染症への移行を踏まえ、教育委員会や学校等における今後の感染症対策の検討の参考としていただくため、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

主な改定内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、これらも参考とした上で、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、積極的な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長

におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと

合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること

- そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること
- 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

以上

【資料】

- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）
- ◇ 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改定版）

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）